

畜産・酪農収益力強化総合対策金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程

一部改正 新旧対照表

改 正	現 行
<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号 一部改正 平成 28 年 7 月 29 日付け 28 年度発中畜第 649 号 一部改正 平成 28 年 9 月 8 日付け 28 年度発中畜第 1000 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1880 号 一部改正 平成 29 年 12 月 11 日付け 29 年度発中畜第 3792 号 一部改正 平成 30 年 3 月 23 日付け 29 年度発中畜第 5304 号 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け 2 年度発中畜第 33 号 一部改正 令和 3 年 3 月 22 日付け 2 年度発中畜第 5989 号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 4 年度発中畜第 2 号</p>	<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号 一部改正 平成 28 年 7 月 29 日付け 28 年度発中畜第 649 号 一部改正 平成 28 年 9 月 8 日付け 28 年度発中畜第 1000 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1880 号 一部改正 平成 29 年 12 月 11 日付け 29 年度発中畜第 3792 号 一部改正 平成 30 年 3 月 23 日付け 29 年度発中畜第 5304 号 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け 2 年度発中畜第 33 号 一部改正 令和 3 年 3 月 22 日付け 2 年度発中畜第 5989 号</p>
<p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 25 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 6 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式及び交付等要綱第 6 の 1 の（ 2 ）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（ 3 ）のアの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。</p>	<p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 23 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式及び実施要綱第 4 の 1 の（ 2 ）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（ 3 ）のアの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。</p>
<p>第 2 ～ 第 5 （略）</p>	<p>第 2 ～ 第 5 （略）</p>

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

別記1様式第1号～第9号（略）

別記1様式第10号（業務方法書第9条第2項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）に係る実績報告

番 号

年 月 日

農政局長 殿

都道府県知事 印

公益社団法人中央畜産会会長から令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、別添のとおり公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき報告したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の第8の1の（10）の規定に基づき提出する。

（注）

- 1 農政局長は、地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長を記載。
- 2 別添として、公益社団法人中央畜産会会長に報告した実績報告書（別記1様式第6号、別記1様式第8号、別記1様式第9号）の写しを添付。

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

別記1様式第1号～第9号（略）

（新設）

別記1様式第11号(業務方法書第9条第2項関係)

(新設)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)に係る実績報告

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

農政局長 印

令和 年 月 日付け第 号をもって 知事から提出があった令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業))に係る実績報告については、適当であると判断したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の第8の1の(11)の規定に基づき通知する。

(注) 農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記1様式第12号

別記1様式第10号

別記1様式第13号(業務方法書第9条第7項関係)

(新設)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)補助金の年度終了
実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施
設整備事業))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基
金管理業務方法書第9条第7項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		事業完了予 定年月日	備考
	補助事業に 要する経費 (A)	補助金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	(A)のうち 未支出額	翌年度繰越 額		
翌年度分	円	円	円	円	円	円		
年度内完了 分								
合 計								

別記1様式第14号(業務方法書第22条第2項関係)

別記1様式第15号(業務方法書第23条関係)

別記1様式第11号(業務方法書第21条第2項関係)

別記1様式第12号(業務方法書第22条関係)

別記2 - 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。
なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。
（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならないこと。

添付資料
別紙 令和 年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別紙（略）
別紙様式（略）

別記2 - 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。
なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。
（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならないこと。

添付資料
別紙 令和 年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別紙（略）
別紙様式（略）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）

（畜産クラスター協議会 取組主体）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体 様

畜産クラスター協議会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。
記

1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料
別紙 令和 年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）

（畜産クラスター協議会 取組主体）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体 様

畜産クラスター協議会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。
記

1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料
別紙 令和 年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 取組主体等）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加を承認したので通知します。

記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2（以下「要領別紙2」という。）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
（2）取組主体等は、貸付期間満了に伴いリース事業者から譲渡を受けた取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）であって、処分制限期間を経過していない場合は、要領別紙2の第5の7の（3）のアの（ア）により財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
（3）取組主体等は、取得財産等については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
（4）取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

別紙 令和 年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 取組主体等）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加を承認したので通知します。

記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2（以下「要領別紙2」という。）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
（2）取組主体等は、貸付期間満了に伴いリース事業者から譲渡を受けた取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）であって、処分制限期間を経過していない場合は、要領別紙2の第5の7の（3）のアの（ア）により財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
（3）取組主体等は、取得財産等については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
（4）取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

別紙 令和 年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第1 - 1号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（畜産クラスター協議会 中央畜産会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
実績報告書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第1 - 1号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（取組主体 畜産クラスター協議会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
実績報告書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第1 - 2号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（取組主体等 中央畜産会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
実績報告書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第2 - 1号
補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）（略）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第1 - 1号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（畜産クラスター協議会 中央畜産会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
実績報告書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第1 - 1号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（取組主体 畜産クラスター協議会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
実績報告書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第1 - 2号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（取組主体等 中央畜産会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
実績報告書【第 回要望分】（略）

別記2 - 1 様式第2 - 1号
補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）（略）

別記2-1様式第2-2号
補助対象機械装置の導入報告書（リース方式）（略）

別記2-1様式第3号（業務方法書第9条関係）
（リース事業者 中央畜産会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
精算払請求書【第 回要望調査分】（略）

別記2-1様式第4号（業務方法書第9条第6項関係）（略）

別記2-1 別添1（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 窓口団体）（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業リース方式）
（中央畜産会 リース事業者）（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（公募選定団体）（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）（略）

別記2-1様式第2-2号
補助対象機械装置の導入報告書（リース方式）（略）

別記2-1様式第3号（業務方法書第9条関係）
（リース事業者 中央畜産会）
令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
精算払請求書【第 回要望調査分】（略）

別記2-1様式第4号（業務方法書第9条第6項関係）（略）

別記2-1 別添1（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 窓口団体）（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業リース方式）
（中央畜産会 リース事業者）（略）

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（公募選定団体）（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）（略）

別記2 - 1 別添1参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業リース方式)
(中央畜産会 リース事業者) (略)

別記2 - 1 別添1参考様式 補助金支払日通知書(公募選定団体)
(中央畜産会 公募選定団体) (略)

別記2 - 1 別添2 (略)

別表1(別添2 - 1の1関係) (略)

別紙様式第1号 (略)

別紙様式第2号 (略)

別記2 - 1 別添1参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業リース方式)
(中央畜産会 リース事業者) (略)

別記2 - 1 別添1参考様式 補助金支払日通知書(公募選定団体)
(中央畜産会 公募選定団体) (略)

別記2 - 1 別添2 (略)

別表1(別添2 - 1の1関係) (略)

別紙様式第1号 (略)

別紙様式第2号 (略)

別記2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））

別記2-2様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって畜産局長の承認を受けた事業
実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・
酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」
のとおり（実施要領別紙2の別記様式第2号（別紙の事業実施計画書を含む）の写しを添付）

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載
するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書面

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別記2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））

別記2-2様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた事業
実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・
酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」
のとおり（実施要領別紙2の別記様式第2号（別紙の事業実施計画書を含む）の写しを添付）

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載
するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書面

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別記2 - 2 様式第2号 (業務方法書第8条第1項関係)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))については、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって畜産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更(又は中止、廃止)の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注)

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 別記2 - 2 様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を()書きで記載すること。

別記2 - 2 様式第3号~第5号 (略)

別記2 - 2 様式第2号 (業務方法書第8条第1項関係)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))については、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更(又は中止、廃止)の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注)

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 別記2 - 2 様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を()書きで記載すること。

別記2 - 2 様式第3号~第5号 (略)

別記2 - 2 様式第6号

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
補助金支払依頼書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け をもって畜産局長の承認を得た事業実施計画に基づき配分予定額が通知された機械装置について、リース事業者からの精算払請求書及びクラスター協議会からの実績報告書と取組主体等から提出された実績報告書の内容を審査したところ妥当と認められることから、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 - 1 別添1の第1の2の規定に基づくリース事業者等への補助金の支払いを下記のとおり依頼する。

記

1 支払依頼額

区分	配分予定額	既依頼額	今回依頼額	残 額 -(+)	備考
		金額	金額	金額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体）） 1 機械導入事業 ・リース方式 ・購入方式	円	円	円	円	
計					

2 振込先

別紙 補助金支払依頼書 明細書のとおり

3 機械導入事業の今回依頼額に係る添付書類

- (1) 別紙の補助金請求書 明細書
- (2) (リース方式) 本規程別記2 - 1の様式第3号によるリース事業者からの精算払請求書の鑑(写し)及び添付書類の事業別県別の請求明細書(写し)
- (3) (購入方式) 本規程別記2 - 1の様式第1 - 1号によるクラスター協議会からの実績報告書の鑑(写し)及び財産管理台帳(写し)

別紙 (略)

別記2 - 2 様式第6号

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
補助金支払依頼書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け をもって生産局長の承認を得た事業実施計画に基づき配分予定額が通知された機械装置について、リース事業者からの精算払請求書及びクラスター協議会からの実績報告書と取組主体等から提出された実績報告書の内容を審査したところ妥当と認められることから、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 - 1 別添1の第1の2の規定に基づくリース事業者等への補助金の支払いを下記のとおり依頼する。

記

1 支払依頼額

区分	配分予定額	既依頼額	今回依頼額	残 額 -(+)	備考
		金額	金額	金額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体）） 1 機械導入事業 ・リース方式 ・購入方式	円	円	円	円	
計					

2 振込先

別紙 補助金支払依頼書 明細書のとおり

3 機械導入事業の今回依頼額に係る添付書類

- (1) 別紙の補助金請求書 明細書
- (2) (リース方式) 本規程別記2 - 1の様式第3号によるリース事業者からの精算払請求書の鑑(写し)及び添付書類の事業別県別の請求明細書(写し)
- (3) (購入方式) 本規程別記2 - 1の様式第1 - 1号によるクラスター協議会からの実績報告書の鑑(写し)及び財産管理台帳(写し)

別紙 (略)

別記2 - 2様式第7号(業務方法書第9条第1項関係)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。
また、令和 年 月 日付け をもって畜産局長の承認を得た事業実施計画に基づき配分予定額が通知された機械装置に係る補助金の支払依頼額についても以下のとおり報告する。

記

1 事業の目的

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))実施実績書
(注)実施計画書に準じて実施実績書を作成する(別紙の事業実施計画書を除く)。なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 (機械導入事業(公募選定団体)) 推進指導事業	円	円	円	円	
計					

別記2 - 2様式第7号(業務方法書第9条第1項関係)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。
また、令和 年 月 日付け をもって生産局長の承認を得た事業実施計画に基づき配分予定額が通知された機械装置に係る補助金の支払依頼額についても以下のとおり報告する。

記

1 事業の目的

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))実施実績書
(注)実施計画書に準じて実施実績書を作成する(別紙の事業実施計画書を除く)。なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 (機械導入事業(公募選定団体)) 推進指導事業	円	円	円	円	
計					

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 支払依頼額

区分	配分予定額	既依頼額	残 額	備考
		金額	金額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体））	円	円	円	
1 機械導入事業				
・リース方式				
・購入方式				
計				

6 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

7 振込先

別紙補助金請求書 明細書のとおり

8 推進指導事業に係る添付書類

(注) 証拠書類として、各支出科目ごとに支出経費が明らかになる補助元帳などの写しを必ず添付すること。

別記2 - 2様式第8号（業務方法書第9条第6項関係）（略）

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 支払依頼額

区分	配分予定額	既依頼額	残 額	備考
		金額	金額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体））	円	円	円	
1 機械導入事業				
・リース方式				
・購入方式				
計				

6 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

7 振込先

別紙補助金請求書 明細書のとおり

8 推進指導事業に係る添付書類

(注) 証拠書類として、各支出科目ごとに支出経費が明らかになる補助元帳などの写しを必ず添付すること。

別記2 - 2様式第8号（業務方法書第9条第6項関係）（略）

別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）

別記3様式第1号～第8号（略）

別記4-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））

別記4-1様式第1号～第9号（略）

別記4-1様式第10号（業務方法書第9条第2項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））
に係る実績報告

番 号
年 月 日

農政局長 殿

都道府県知事 印

公益社団法人中央畜産会会長から令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業）））について、別添のとおり公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき報告したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の第8の1の（10）の規定に基づき提出する。

（注）

- 1 農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。
- 2 別添として、公益社団法人中央畜産会会長に報告した実績報告書（別記1様式第6号、別記1様式第8号、別記1様式第9号）の写しを添付。

別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）

別記3様式第1号～第8号（略）

別記4-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））

別記4-1様式第1号～第9号（略）

（新設）

別記 4 - 1 様式第 11 号 (業務方法書第 9 条第 2 項関係)

(新設)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))
に係る実績報告

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

農政局長 印

令和 年 月 日付け第 号をもって 知事から提出があった令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))に係る実績報告については、適当であると判断したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙 1 の第 8 の 1 の (11) の規定に基づき通知する。

(注) 農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記 4 - 1 様式第 12 号 (業務方法書第 9 条第 6 項関係)

別記 4 - 1 様式第 10 号 (業務方法書第 9 条第 6 項関係)

別記4-1様式第13号(業務方法書第9条第7項関係)

(新設)

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))
 補助金の年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長

殿

都道府県知事

印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜
 産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収
 益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第7項の規定に基づき、実績を下記のとお
 り報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		事業完 了予定 年月日	備考
	補助事業 に要する 経費(A)	補助金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)の うち未 支出額	翌年度繰 越額		
翌年度分	円	円	円	円	円	円		
年度内完了分								
合 計								

別記4-1様式第14号(業務方法書第22条第2項関係)

別記4-1様式第11号(業務方法書第21条第2項関係)

別記4-1様式第15号(業務方法書第23条第2項関係)

別記4-1様式第12号(業務方法書第22条第2項関係)

別記4-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
 別記4-2様式第1号~第8号 (略)

別記4-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
 別記4-2様式第1号~第8号 (略)

別記5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）

別記5 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙5の別記様式第1号の別添 を関係書類として添付すること。

別記5 様式第2号～第6号 （略）

別記5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）

別記5 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙5の別記様式第1号の別添 を関係書類として添付すること。

別記5 様式第2号～第6号 （略）

別記6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・乳用牛）

別記6 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙6の別記様式第1号の別添 を関係書類として添付すること。

別記6 様式第2号～第6号 （略）

別記6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・乳用牛）

別記6 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））実施計画書

別記6 様式第2号～第6号 （略）

別記7 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策事業・繁殖性等向上対策事業・養豚競争力強化対策事業）

別記7 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和 ○年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業（ 事業））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農生産力強化対策事業（ 事業）実施計画書
（実施要領別紙7の別記様式第1号の共通及び1～8）

（注）関係書類として該当事業の共通及び1～8を添付すること。

別記7 様式第2号～第6号 （略）

別記7 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策事業・繁殖性等向上対策事業・養豚競争力強化対策事業）

別記7 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和 ○年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業（ 事業））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農生産力強化対策事業（ 事業）実施計画書
（実施要領別紙7の別記様式第1号の別添_____）

（注）関係書類として該当事業の別添_____1～8を添付すること。

別記7 様式第2号～第6号 （略）